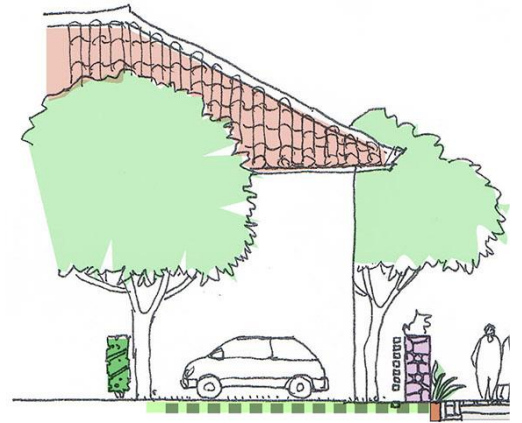


## 那覇市都市景観助成金について (首里金城重点地区、龍潭通り重点地区、壺屋重点地区)

■ 都市景観形成地域（首里金城重点地区、龍潭通り重点地区、壺屋重点地区）において、都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為（助成対象行為）に係る経費の一部に対し、助成金を交付いたします。

■ 都市景観助成金を受けるには「都市景観形成届出書（第18号様式）」の提出が必要です。

■ 助成対象行為（赤瓦屋根や石積みなど）に**着手する60日前まで**に、着手予定日を那覇市都市計画課都市デザイン室へご連絡ください。連絡なしに着手した場合、助成を受けられない場合があります。その他不明な点がありましたら、都市デザイン室までご相談ください。



### <助成対象行為>

赤瓦屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の沖縄産赤瓦在来瓦葺き及びS瓦葺きまたは断熱瓦葺き（原則として漆喰押さえ）の屋根工事及び漆喰塗替えや瓦葺替え等大規模な修繕工事。</li> <li>・ 屋根瓦面積は原則として屋根面の水平投影面積の2/3以上とする。</li> <li>・ 赤瓦屋根の勾配は概ね4～5寸を標準とする。</li> </ul>
石積み 石張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 琉球石灰岩による外壁、外構等の仕上げや石積み、石塀、石垣等の石工事及び石積み修復等大規模な修繕工事。</li> <li>・ 原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。</li> </ul>
木材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材等の自然素材や再生木による外壁等の修景工事。</li> <li>・ 原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。</li> </ul>

・ 新築の建築物については、原則として、省エネ基準に適合しているものが対象となります。

### <算出方法>

- ・ 申請者が提出する交付申請書に基づいて審査し、市が適正と認め算出した額を助成額とします。
- ・ 木材等の修景は材料費のみを助成対象とします。
- ・ 上記の助成対象行為にかかる費用の合計の2/3以内かつ1敷地内行為につき100万円を上限額とします。
- ・ 消費税は助成対象外とします。
- ・ 助成額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てます。
- ・ 助成対象行為の数量は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位とした数字を用います。

### <修景のポイント>

※詳しくは「那覇市景観形成基準 補足」をご覧ください。

歴史的・伝統的な景観を創出するため、屋根は県産赤瓦とし、できる限り寄せ棟にしましょう。また、赤瓦屋根面にはソーラーパネルや天窓等付属物の設置は控えましょう。

### <注意事項>

- ・ 助成対象行為に対し、他の補助制度を活用する場合は那覇市都市景観助成金を受けることができません。また助成を受けた行為は10年以上経過しなければ大規模改修等の再助成を受けることができません。
- ・ 助成金の交付を受けた者は、当該助成対象部分（赤瓦屋根や石積みなど）の適正な管理に努めてください。助成を受けてから5年間は助成対象部分の改修や撤去等の現状変更はできません。
- ・ 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業に係る書類を整理し、助成対象部分（赤瓦や石積みなど）が現存する間保管しなければなりません。
- ・ 赤瓦等の建築資材は、他の資材と同様に固定資産評価の対象となります。

お問合せ先：那覇市都市計画課都市デザイン室（☎098-951-3246）